

情報システム委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款及び法人運営基本規則に基づき、情報システム委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 情報システム委員会は、情報システムの策定及び運用管理を担当し、他の各委員会と連携して情報システムの円滑な運用を図る。

2 情報システム委員会は、前項の業務の遂行について必要な事項を審議し、その結果を理事会に報告する。また、情報システムに関し、理事会からの諮問に応じ、又は理事会に意見を述べる。

(情報システム)

第3条 情報システム委員会が運用管理する情報システムについては別途定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の任期)

第5条 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

附則

本規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。

2014年8月23日 理事会改正